

回数が毎月から年2回に減って手間が省けます。

源泉徴収した所得税は、本来、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。ただし、納期の特例を受ける場合には、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月20日が、それぞれ納付期限になります。

納期の特例が受けられるのは、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者です。また、納期の特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収をした所得税に加えて、税理士、弁護士、司法書士などの一定の報酬から源泉徴収をした所得税に限られています。

納期の特例を受けるには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を所轄の税務署に提出します。この場合には、承認を受けた月に源泉徴収する所得税から、納期の特例の対象になります。「申請書」となっていますが、実際には税務署から承認の通知が来ることはなく、却下の通知がない場合には、この納期の特例申請書を提出した月の翌月末日に、承認があったものとみなされます。

その月の給与等の金額(社会保険料等控除後)が88,000円未満の場合、甲欄適用者の源泉徴収税額は0円になります。ただし、納付する税額がない場合であっても、源泉所得税の納付書(所得税徴収高計算書)を所轄の税務署に郵送(信書便)して提出してください。郵送の代わりにe-Taxによって送付する方法もあります。

3. 専従者給与

こちらは提出期限が年内ではありませんが、専従者給与を大幅に増額改定する場合、新年の3月15日までに「青色事業専従者給与に関する(変更)届出書」を提出してください。

個人経営の場合、青色専従者給与を上げて事業主の所得を減らすことによって家族全体の所得税の負担を減らすことができます。所得税は、累進税率といつて所得が多くなればなるほど税率がアップする構造になっています。このため、専従者給与によって家族内で所得を分散させることで家族全体の所得に対して適

用される税率が低くなります。

専従者給与の金額は、あらかじめ届け出ておく必要がありますが、月額については次の計算式の数額を目安にすると良いでしょう。

$$\text{給料月額} = \frac{\text{目標年間農業所得}}{\text{(注1)}} \div \frac{\text{従事者数}}{\text{(注2)}} \div \frac{18 \text{ か月}}{\text{(注3)}}$$

- 注1) 専従者給与控除前の農業所得(所得税青色申告決算書(農業所得用)の差引金額(36))の金額の実績から判断した今年の目標農業所得
- 注2) 専従者数+1(事業主)
- 注3) 給料12か月分+賞与6か月分

賞与は、支給期を7月(または8月)及び12月の年2回とし、支給の基準をそれぞれ2か月分(7月)と4か月分(12月)、あるいは3か月分ずつと届出書に記載します。実際の賞与の支給額は、その年の所得の状況を見て、届出の範囲で調整すると良いでしょう。

なお、専従者給与は、次の3つの要件を満たしている必要があります。

■専従者給与を満たす3つの要件

- ①「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内であること
- ②実際に給与の支給をしたこと
- ③労務の対価として相当であること

したがって、専従者には、あらかじめ届け出た金額を、毎月給与振込みにより支払います。農作物の価格変動などにより、ある年の所得が大きく減少し、結果として事業主の所得より専従者給与の額が多くなったとしても、専従者給与額が労務に従事した期間、従事の種類等からみて適正な額であれば認められます。ただし、事業主の所得より専従者の給与の額が多いという状態が何年も続く場合には、専従者給与の額を見直す必要があります。

なお、事業主の合計所得金額が、38万円以下となるときは、事業主を青色事業専従者の控除対象配偶者又は扶養親族とすることができます。



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

年内に必要な税務手続き

1. 消費税の簡易課税の取りやめ

飼料価格がまた値上がりしました。その結果、簡易課税制度を選択している場合でも、一般課税が有利になることがあります。この際、一般課税と簡易課税のどちらが有利か比較検討してみましょう。一般には、表計算ソフトなどを使ってシミュレーションをしますが、DMSシステムの基盤となっている酪農専門の会計ソフト「e酪農経営」であれば一般課税と簡易課税のどちらを選択していても「制度別比較表」でそれぞれの納税額を表示できます。簡易課税制度を選択したことが不利になっている場合、個人事業者であれば平成24年以内に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することで、平成25年分から一般課税になります。ただし、平成24年から簡易課税制度を選択した場合は、2年間是一般課税に戻すことができず、平成25年分も継続して簡易課税が適用されます。

■一般課税

消費税は、課税売上げにかかる消費税から課税仕入れにかかる消費税(=仕入税額)を差し引くのが原則的な計算方法で、これを一般課税といいます。一般課税で課税売上げよりも課税仕入れが上回る場合には、消費税が還付になります。このため、一般課税では、課税仕入れの水増しなどの不正を防ぐため、取引日(支払日ではない)や仕入先を記載した帳簿の作成が義務付けられており、発生主義による会計でなければ対応できません。

■簡易課税

中小事業者の事務負担に配慮して、実額計算による

仕入税額ではなく、みなし仕入率によって計算した税額を控除する方法を認めており、これを簡易課税といいます。簡易課税は、基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)の課税売上高が5千万円以下の場合に、あらかじめ届出をすれば選択できます。簡易課税では、みなし仕入率による控除税額が実際の仕入税額よりも少ない場合に納税者は損になり、逆に多い場合には本来、国に納めるべき消費税が事業者の手元に残るいわゆる「益税」が発生します。

先般、会計検査院が、この益税が21億円余りになると指摘したと報道されました。先に成立した消費税改正法においても「消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率について(中略)見直しを行う。」としており、簡易課税制度は今後、縮減される方向です。

また、消費税の増税における低所得者対策として食料品などへの軽減税率(ゼロ税率を含む。)が導入された場合、簡易課税制度自体が廃止される可能性もあります。このため、簡易課税を選択している場合であっても、できるだけ早い段階で発生主義会計に対応していく必要があります。e酪農経営であれば、取引日と決済日を入力するだけで、費用収益の発生の日と決済の2つの仕訳を同時に作成されますので、発生主義に対応できます。

2. 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

源泉所得税を毎月納付している場合、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を年内に提出すれば、翌年1月から6月までの半年の支払分の給与の源泉所得税を7月10日にまとめて納付することができます。源泉所得税の納期の特例を受けることで納付